

## 第24回 奈良県個人情報保護審議会 会議の概要

### ◇日時

平成17年3月7日（月） 10:00～12:00

### ◇場所

猿沢荘 会議室

### ◇議事

- (1) オンライン結合による個人情報の提供の制限の例外に関する事項について
- (2) 事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針について
- (3) その他

#### [議事概要]

- (1) オンライン結合による個人情報の提供の制限の例外に関する事項について

事務局から資料について説明した後、議論が行われ、オンライン提供制限の例外とする各事項については適当なものとして意見集約された。議論の概要は以下のとおり。

- 行政の情報化が進められている中、インターネットによる県民等への提供や全国一律で処理する事務における国等への提供については、公益性と保護措置について一定の要件を付したうえで、類型事項として整理し、例外として認めることが適当ではないか。
- 「企業支援カルテ」については、県及び（財）中小企業支援センターが行う企業支援事業における相談・支援情報を共有するためのシステムであり、必要な保護措置も講じられていると認められることから、制限の例外とする個別事項として適当ではないか。
- 類型事項、個別事項ともにオンライン提供制限の例外としては適当なものとして審議会の意見集約としたい。  
類型事項に該当する場合には今後審議会の意見を聴く必要はないと考えるが、拡大解釈しないよう慎重な取扱いが望まれる。  
また、個別事項についても実際の提供に当たってはオンライン提供の危険性に十分留意した取扱いが望まれる。

- (2) 事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針について

事務局から資料について説明した後、議論が行われ、指針の骨子につ

いては適当なものとして意見集約された。議論の概要は以下とおり。

- 事業者にとっては、個人情報保護法と指針とで個人情報の保護の仕組みが異なると混乱を招くことが考えられるため、基本的には法との整合性を図ったうえで、原則的なルールをまとめた形とするのが望ましいのではないか。
- 法律上の義務がない小規模事業者においても個人情報の適正な取扱いが求められることから、指針においては全ての事業者を対象とすることが適当ではないか。
- 指針は事業者の自主的な取組みを促すためのものであり、対象とする個人情報の範囲は特に限定する必要はないのではないか。
- センシティブ情報については、引き続き慎重な取扱いを求めること必要ではないか。
- 個人情報保護法や各省庁のガイドラインを参考に審議を行ったところであり、指針の骨子としては適当なものとして審議会の意見集約としたい。

### (3) その他

- 事務局から、個人情報保護条例の一部改正について報告した。
- 事務局から、平成15年度の個人情報保護条例の運用状況について報告した。